

和歌山県災害派遣福祉チーム（和歌山DWAT）

大規模災害の発生時に避難所等において、高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児など、**特別の配慮を必要とする方の支援**を行う**福祉の専門職等**で編成されるチーム

※チーム員の要件：県災害派遣福祉チーム設置運営要綱別表に掲げる資格（社会福祉士、介護福祉士等）を有する者のほか、原則として福祉・介護・保育等の実務経験を有する者、またこれと同等の能力を有する者（資格の有無や職種は問いません）

いつ？

大規模災害発生時



どこで？

主に一般避難所
(福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設での活動も想定)



対象者は？

高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児など、特別の配慮を必要とする方を支援



何をするのに？

福祉的支援や関わり
(※具体的な活動内容は裏面のとおり)



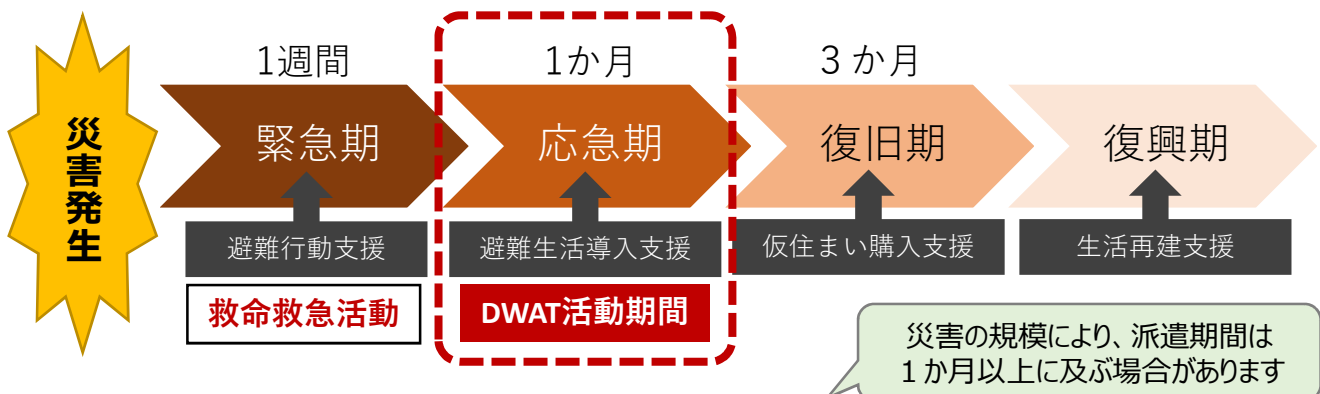
どのように？

行政・保健・医療の関係者や、ボランティア等と連携しながら

どうして？

避難者の心と体の状態の悪化を防ぐため
(二次被害の防止)

和歌山DWATの活動期間のイメージ



派遣期間：おおむね災害発生の3日後～1か月後

派遣チーム：1チーム4～6人程度、1クール5日程度の交代制

和歌山DWATの主な活動内容

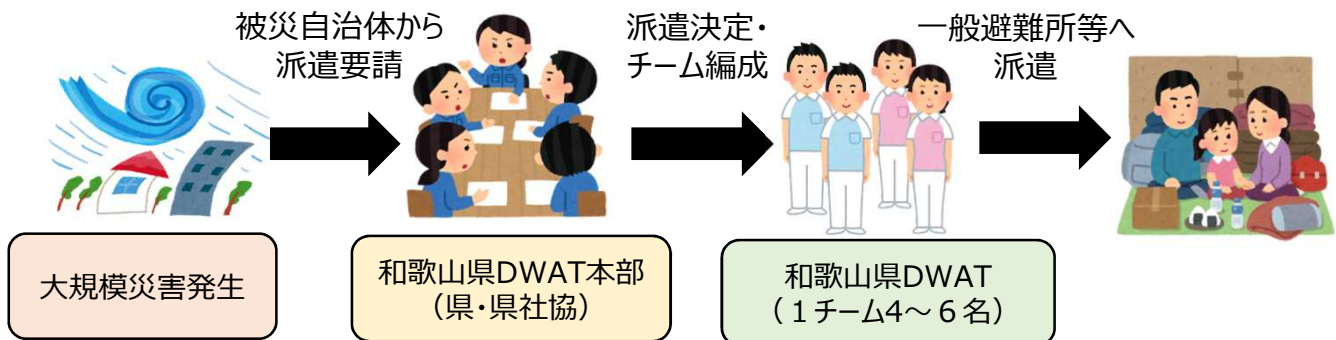
- ①要配慮者への**スクリーニング**及び一般避難所等で必要な支援を行うことが困難な方がいる場合における**福祉避難所等への誘導**
- ②要配慮者の必要な支援内容の把握及び日常生活上の留意事項等に関する**アセスメント**
- ③要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の**二次被害の防止**及び安定的な避難生活の確保のための、食事、トイレ、入浴の介助等の**日常生活上の支援**
- ④要配慮者の**福祉ニーズを把握**し、その抱える課題を適宜解決していくための必要な**相談支援**
- ⑤要配慮者の良好な生活環境を確保するために必要な避難所等内の**環境整備**
- ⑥一般避難所等で解決が困難な福祉ニーズがある場合等における必要な**連絡調整**
- ⑦後続のチームへのアセスメントの結果や必要な支援内容等についての**引継ぎ**

活動時は、4つの考えを大切にしてください。

- ①被災者中心 ②地元主体 ③協働 ④自己完結



和歌山DWATの派遣の流れ



和歌山DWATに関するお問い合わせ

【和歌山県災害福祉支援ネットワーク事務局】

- ◆和歌山県 福祉保健部 福祉保健総務課 社会福祉・援護班
TEL : 073-441-2472 FAX : 073-425-6560
- ◆社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務企画部
TEL : 073-435-5224 FAX : 073-435-5226